

津市議会手話通訳及び要約筆記実施要綱

平成26年10月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市議会において手話通訳及び要約筆記（以下「手話通訳等」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 手話通訳等を求めることができる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に定める身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害者及び音声・言語障害者とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(対象事項等)

第3条 手話通訳等は、本会議の傍聴の際に、原則1時間を単位として、一般傍聴席において行うものとする。

2 手話通訳等を行う者は、津市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱（平成18年津市訓第183号）の規定により本市の登録を受けた手話通訳者及び要約筆記者（以下「通訳者等」という。）とする。

(申請)

第4条 手話通訳等を受けようとする者（以下「利用者」という。）又はその代理人は、手話通訳等を受けようとする日の7日前までに津市議会手話通訳（要約筆記）申請書（第1号様式）を議長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(決定)

第5条 議長は、前条に規定する申請書が提出された場合において、手話通訳等を必要と認めるときは、市長の事務担当部局を通じて通訳者等を選定し、津市議会手話通訳（要約筆記）決定通知書（第2号様式）により手話通訳等の日時その他必要な事項を利用者又はその代理人に通知するものとする。

2 議長は、前条に規定する申請書が提出された場合において、手話通訳等を行わないと認めるときは、その旨を利用者又はその代理人に通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 利用者の費用負担は、原則として無料とする。

(謝礼等)

第7条 手話通訳等を行った通訳者等に対しては、謝礼を支払うものとする。

2 支払うべき謝礼の額は、1時間当たり1,500円とする。

3 手話通訳等を行った通訳者等の自宅からの交通費については、津市職員等の旅費に関する条例(平成18年津市条例第45号)に準じて算出した金額を支払うものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通訳者等への謝礼及び交通費については、津市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業実施要綱の規定により派遣される手話通訳者等の例による。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、手話通訳等の実施に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年11月25日から施行する。

2 手話通訳等の利用に係る手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

第1号様式（第4条関係）

津市議会手話通訳（要約筆記）申請書

年 月 日

（宛先）津市議会議長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊟

電 話

次のとおり手話通訳要約筆記を申請します。

傍聴される方	フリガナ		
	氏 名		
	住 所		〒
	F A X ・ E - m a i l (必ず記入)		
傍聴を希望される日時 又は質問者	ど ち ら か を 記 入	日 時	年 月 日 (曜日) 時 分 から 時 分まで
		質 問 者	

※傍聴される方が複数である場合は、「別紙のとおり」として別紙に記載してください。

※原則1時間を単位とします。複数単位を希望する場合は、「別紙のとおり」として別紙に記載してください。

第2号様式（第5条関係）

津市議会手話通訳（要約筆記）決定通知書

（記号番号）

年 月 日

（氏名）様

津市議会議長（氏名）印

手話通訳

年 月 日付けで申請のあった については、津市議会
要約筆記

手話通訳及び要約筆記実施要綱第5条第1項の規定により実施を決定しましたので通知します。

傍聴される方	フリガナ	
	氏名	
	住所	〒 FAX・E-mail
日時	年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで	
質問者		
手話通訳者		
注意事項		

※質問者を指定した場合において、本会議の日程等の変更により、当該質問者の質疑・質問の際に手話通訳等を受けられなくなることがあります。

※傍聴の際は、この通知書を持参してください。